

中条地区塵芥焼却場直流電源更新工事 仕様書

1 概要

- (1) 工事名 中条地区塵芥焼却場直流電源更新工事
- (2) 作業場所 胎内市富岡 7-123
- (3) 作業内容 電気室直流電源装置更新・更新後の調整、検査

2 仕様

(1) 能力

・直流電源装置 入力： AC 3 ϕ 3W 200V

出力： DC 124V 10A

・ベント形（触媒栓付）据置鉛蓄電池 DC108V 30Ah/10HR（5 4 セル）

既存設備全体の規模、性能等を理解し安全かつ確実に更新作業を実施すること。

(2) 資材

本業務に使用する資材は全て新品とする。（リサイクル品不可）

(3) 電力

本業務に必要な工事用電力の費用は全て受注者の負担とする。

(4) 施工計画

契約後、速やかに施工計画（工程、仮設、安全管理等）について、監督員の承諾を受けること。

(5) 施工体系図

施工体系図を提出し、施工期間中は現場に備え付けること。

(6) 安全管理

工事においては、監督員及び運転管理者と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じ、必要な対応をすること。

(7) 工程管理

電気、水道等施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員及び運転管理者と日程等を調整し、事故等を防止すること。

(8) 産業廃棄物等の取扱い

ア 廃棄物の種類別に徹底した分別を行うこと。

イ 廃棄物の処理にあたっては、受注者が処理（分別、保管、収集、運搬及び処理）を行い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に行うこと。

ウ 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得しているものに委託をすること。

エ 施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可書の写し、許可運搬車両一覧表等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。

オ 竣工時の廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、マニフ

ェストを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。

カ 使用済み産業用蓄電池は広域認定制度（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 産業

廃棄物の広域的処理に係る特例）において適正に処理をすること。

（ 9 ） 一般書類等

着手時及び完了時に監督員の指示により別途書類等を提出すること。

（ 1 0 ） 検査

製造中及び完成時の工場運転検査は全て製造所において、製造者の責任のもと実施

すること。出荷時には検査記録表を提出すること。

（ 1 1 ） 保証

本機は引渡し後 1 2 か月以内に設計上及び、製作起因とすると認められた故障の際

は、速やかに修理又は部品交換をし、正常なものとすること。ただし、取扱者の過

失や保守点検の不備による故障及び、消耗品については対象外とする。

（ 1 2 ） 質疑

設計図面等に明記のない事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に

従うこと。